

個人情報及び特定個人情報の運用状況 ～令和5年度の運用状況～

1. 個人情報取扱事務の届出の状況

令和5年度は、新規の個人情報取扱事務が7件、内容に変更があった個人情報取扱事務が2件となりました。

■新規・変更・削除個人情報取扱事務

区分	担当課	個人情報を取り扱う事務の名称
新規	政策室	旧狛江第四小学校跡地整備基本計画策定委員会事務
		狛江市人権啓発事業補助金交付事務
		狛江市男女共同参画推進計画改定委員会事務
	総務課	狛江市統計調査員調査員登録事務
	地域活性課	狛江市商業振興プラン関係事務
	子ども政策課	地域課題解決型子ども議会事業事務
変更	福祉相談課	身体障害者手帳に係る事務
		精神障害者保健福祉手帳に係る事務

2. 特定個人情報取扱事務の届出の状況

令和5年度は、特定個人情報取扱事務の届出は0件でした。

3. 目的外利用及び提供の状況

令和5年度は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項に基づき、106件の目的外利用及び提供を行いました。

■目的外利用・提供を行った事務とその理由

第69条第2項	目的外利用・提供を認める理由	件数
第2号該当	内部利用	23件
第3号該当	他の行政機関等に提供する場合	10件
第4号該当	統計・学術研究の目的のための場合 本人の利益になるとき その他特別の理由があるとき	73件

4. 個人情報に関する開示請求等

令和5年度は、37件の保有個人情報の開示請求がありました。これらに対し、全部を開示したものが18件、一部を開示したものが7件、非開示にしたものが

12件（不存在が12件）でした。また、個人情報の訂正及び利用停止の請求は0件でした。

なお、令和5年度に権利の濫用に当たり却下とした案件はありませんでした。

■令和5年度個人情報開示請求の主な内容一覧

担当課	請求内容	決定	非開示等の理由
市民課	▽戸籍の証明書等の請求書	全部開示	
	▽住民票の発行履歴	非開示	不存在
	▽証明書の発行履歴		
課税課	▽市民税・都民税申告書	全部開示	
福祉相談課	▽診断書・意見書	全部開示	
	▽収入申告書	一部開示	関係機関との協議内容等の事務事業情報
	▽相談の記録		
教育支援課	▽就学支援ファイル ▽行動観察記録	全部開示	

5. 特定個人情報に関する開示請求等

令和5年度は、特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求は0件でした。

6. 審査請求の状況

令和5年度は、審査請求は0件でした。

令和6年10月7日
個人情報保護審議会 追加資料

文書管理の監査結果報告書（案） （令和6年度）

狛江市企画財政部政策室

目次

第1 監査の概要

1 監査の趣旨	1
2 監査の対象	2
3 監査の実施時期	2

第2 監査結果

個人情報を取り扱う業務の委託に係る文書類の課題及び意見	3
-----------------------------	---

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

地方自治体は、文書主義をとっており、組織としての意思決定は起案文書で行うべきであり、当該文書は、市民への意思形成過程の説明責任を果たす重要な資産として、市と市民とで共有されなければならない。

文書管理については、市政の透明性を確保する情報公開制度の基礎となるもので、文書管理が適切に行われていない場合には、情報公開制度の適正な運用が困難になるという事態さえ予想される。

そこで、文書管理に関するコンプライアンスを確保するため、各課長及び文書主任における文書管理規則等の遵守状況を把握し、改善を図るために狛江市文書管理規則（令和4年規則第54号。以下「規則」という。）第73条第1項の規定により、文書管理の監査を実施し公表することとしている。

令和6年度の文書監査においては、文書管理点検票の自己判定は例年どおり行い、これに加えて、令和6年度は国の個人情報保護委員会の監査の指導事項を踏まえ、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第66条に基づく安全管理措置のうち、委託先の事業者への管理監督が適切になされているかどうかという点について、主に文書主義に基づき書面の取り交わしが適切になされているかを実地監査により確認したので、その結果を報告する。

2 監査の対象等

(1) 監査の対象機関

令和6年度は、市長部局及び教育委員会のうち個人情報を取り扱う業務を委託している部署とし、それ以外の行政委員会は除いた。

(2) 監査の対象文書

個人情報を取り扱う業務を委託する際に締結する個人情報の取扱いに関する特記仕様書に記載している以下の文書類について、保存・管理が適切になされているか、監査を行った。

ア 個人情報を委託先に渡す際及び返却（又は委託先にて廃棄）した際に取り交わす文書類

イ 再委託がなされた場合には、その申請書の收受と承認書の起案

ウ 年1回を目途に行うとしている委託先の実地検査の実施状況とその時のヒアリングシートの收受又は実地検査に行かなかった場合はこれに代わる写真等の收受

(3) 監査の方法

これまでの監査を踏まえ、文書管理の状況は改善され、各課において、より効率的に文書類を管理するために様々な工夫をしている状況も確認しているところである。

令和6年度は国の個人情報保護委員会の実地監査を踏まえ、個人情報を取り扱う業務を委託している場合の安全管理措置について市が委託先の事業者の監督を適切に行ったかは、その監督状況を文書類として適切に保存・管理されていることが必要であり、その認識をさらに全庁的に共有するべく、個人情報を取り扱う業務を委託している業務ごとに(2)の文書の保存状況を確認した。

なお令和7年度については、オキカエ対象となる文書類が電子決裁を本格的に導入した令和5年度文書となるため、全ての課に対して実地調査を行うこととする。

3 監査の実施時期

令和6年8月・9月

第2 監査結果

個人情報を取り扱う業務の委託に係る文書類の課題及び意見

個人情報を取り扱う業務の委託に係る文書類の課題及び意見は、次のとおりである。

(1) 保有個人情報目的外利用・提供届出書の提出について

法第69条第2項に基づき保有個人情報の目的外利用・提供を行う場合には、本人の同意による場合を除き、狛江市個人情報の保護に関する法律施行規則第8条の規定に基づき保有個人情報目的外利用・提供届出書（以下「届出書」という。）の提出が必要となるが、届出書については令和5年度は106件であった。概ね届出書の提出は遵守できていると考えられる。

このような状況を継続していただくようお願いするとともに、新規で目的外利用・提供を行う場合には漏れのないよう届出をお願いします。

(2) 個人情報を委託先に渡す際及び返却（又は委託先にて廃棄）した際に取り交わす文書類について

個人情報を取扱う業務を委託する場合には、委託契約書に個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を付けることは全庁的にも徹底されている。

しかし、特記仕様書の中で、個人情報を委託先に渡す際及び返却（又は委託先にて廃棄）した際にその旨を証する文書の取り交わしを規定しているが、一部の部署を除き、この文書類の取り交わしができていない状況が伺われた。こうした文書類は、委託先において個人情報の紛失や漏えいが起きた場合に備え個人情報の管理責任がどこにあったかを明確にするためのものであり、安全管理措置としてこうした文書類を収受する必要があるため、令和6年度より是正をお願いします。

(3) 再委託がなされる場合の申請書の収受と承認書の起案について

特記仕様書の中で再委託を行う際には委託先から申請を行い、市が承認する手続を行う必要がある旨明記している。

この点について、仮に個人情報の提供自体は本人の同意に基づいて行う場合であっても再委託を行う際には所定の手続が必要となることに注意が必要である。

再委託の申請と承認について、概ね問題なく行われているが、一部の部署においてはこの手続が漏れていたことから、引き続き徹底をお願いします。

(4) 年1回の実地検査の実施について

特記仕様書に記載のとおり、委託先の個人情報の保管・管理状況を検査するため年1回実地検査を行う必要があるが、これについて、ヒアリングシートや実地検査に行かれない事情がある場合は保管・管理状況が

わかる写真等を収受しておく必要がある。

これについては、実地検査に行けない理由がないにもかかわらず行っていないケースが散見されたため、委託先と調整の上、行っていただくよう徹底をお願いします。

(5) 全体の評価について

個人情報を取扱う業務を委託する際に整備しておくべき各種文書類のうち、(2) から (4) までを含む項目で改善すべき事項があるものを×評価とし、改善すべき事項の数が1つの場合は×A、2つの場合は×B、3つ以上の場合を×C評価とした。

この点、×B評価以下となったものについては、次年度以降文書監査の際に改善できているかを合わせて監査していくものとする。